

破産手続開始通知書

事件番号 平成22年(フ)第8700号(平成22年5月21日申立)
本店所在地 神奈川県相模原市中央区小山一丁目1番10号

破産者 株式会社エフオーアイ
代表者代表取締役 奥村 裕

- 1 上記の者に対し、破産手続開始決定がされたので、次のとおり通知します。
- (1) 破産手続開始日時 平成22年5月31日午後5時
 - (2) 破産管財人 弁護士 松田 耕治 FAX 03-6212-5700
 - (3) 破産債権届出期間 平成22年9月30日まで
 - (4) 破産債権届出書の提出先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所 弁護士 松田 耕治 気付
平成22年(フ)第8700号事件書類受領事務担当 行

- (5) 財産状況報告集会・債権調査期日の日時及び場所
平成22年12月8日午前10時 債権者等集会場1(家簡裁合同庁舎5階)
所在場所は「債権者集会場のご案内」のとおりです。

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

※債権者集会への出席は任意であり、破産手続上、欠席したことにより債権者に不利益は生じません。

なお、集会終了後、破産管財人の報告内容はエフオーアイのホームページに掲載される予定です。

- (6) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。
② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 破産債権届出

- (1) 届け出る場合は、同封した届出書を使用し、1(4)の提出先に平成22年9月30日までに郵送してください(別紙「封筒表書見本」参照)。
- (2) 破産債権届出書は、同封の届出書1通と証拠書類のコピー1部(A4サイズで統一してください。)を合わせてホッチキスで左綴じにしてください。資格証明書は不要です。
- (3) 届出書の説明事項及び同封の「株主の損害賠償請求権に関する債権認否の基本方針」をよくお読みのうえ、届け出をしてください。

- 3 破産手続の進行については破産管財人まで、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせについては申立代理人までお願いします。

申立代理人 弁護士 高山 崇彦 電話 03-6438-5391

封筒表書見本

下記見本を切り取って封筒に貼り付けて郵送してください。
 なお、見本のように封筒に記載する方法でも結構です

切手を貼ってください

〒 100-0005
 東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル

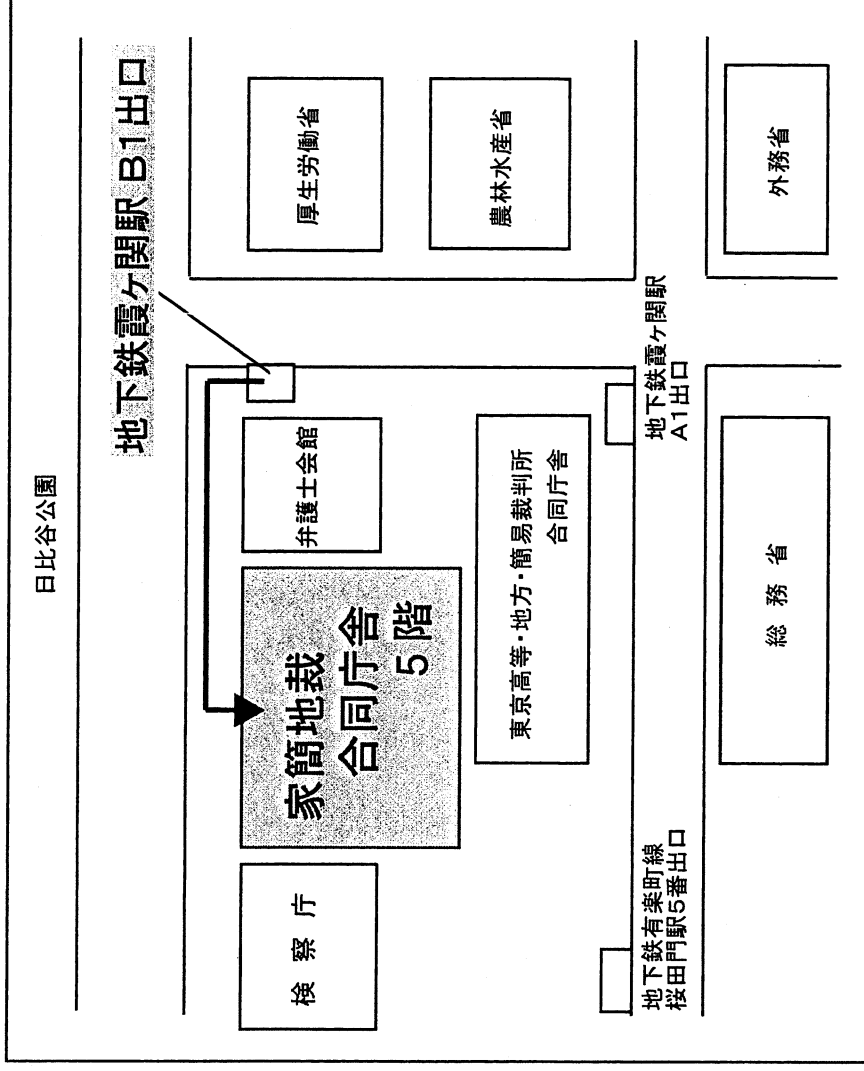
シティユニーク法律事務所
 弁護士 松田 耕治 気付
 平成22年(フ)第8700号事件書類受領事務担当
 御中

差出人	
住所	
氏名	

平成22年(フ)第8700号F係

* 封筒の大きさは、A4サイズの債権届出書が封入しやすいものとしてください

債権者集会場のご案内



債権者集会は

家簡地裁合同庁舎5階

債権者等集会場1

で行います。

出席される場合は場所をお間違いないようご注意ください。

事件番号 平成22年(フ)第8700号
 破産者 株式会社エフオーアイ
 破産管財人 松田耕治
 届出期間 平成22年9月30日まで
 集會日 平成22年12月8日午前10時

裁判所・管財人使用欄	
No.	
受領日	
平成22年(フ)第8700号	
書類受領事務担当	
平成	年 月 日 受付

破産債権届出書

作成日 平成 年 月 日

印は実印に限りませんが配当受領時に同じ印鑑が必要になります。
 届出書のコピーを手元に置いておくと問い合わせ、配当受領の際に便利です。
 東京地方裁判所民事第20部F係

破産債権者の表示

住所 〒 _____

通知場所 住所と異なる場合のみ記入 〒 _____
 フリガナ _____

氏名 (又は法人名・代表社名) _____ 印

電話 _____ FAX _____ 事務担当者名 _____

※代理人名義で届け出る場合は、下欄も記入してください。(委任状添付必要)

住所 〒 _____

事務所名 _____ 代理人名 _____ 印

電話 _____ FAX _____ 事務担当者名 _____

届出破産債権の表示

平成22年5月11日取引終了時点における株式会社エフオーアイの保有株式数 株

届出破産債権 ※証拠書類の添付が必要です。

債権の種類	債権額 (円)	債権の内容及び原因								
損害賠償請求権		下記取引に基づく取得価額と売却価額との差額								
取引履歴明細 (記入欄が不足する場合は、下記の内容をA4サイズの別紙に記載して下さい。割印も押して下さい。)										
取得価額					売却価額				譲渡費用	債権届出時の保有株数
取得年月日	約定単価 (円)	数量 (株)	買付委託手数料 (税込) (円)	取得価額 (円)	売却年月日	約定単価 (円)	数量 (株)	売却価額 (円)	売却委託手数料 (税込) (円)	
H22.5.11										
H22.5.12以降	H22.5.12以降に取得した株式については損失が発生しても破産債権の対象とはならないため、記載は不要です。									

少額配当金受領については、配当金額が1000円に満たない場合においても、配当金を受領する意思があります。

破産債権届出書の記載例と証拠書類の例

破産者株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

破産債権届出書を作成する前に必ずお読み下さい。

1. 破産債権届出書の取引履歴明細の記載例と算定方法について

内訳	債権の内容及び原因										債権届出時の 保有株数	
	取得価額					売却価額						譲渡 費用
	取得 年月日	約定 単価 (円)	数量 (株)	買付委託 手数料 (税込) (円)	取得価額 (円)	売却 年月日	約定 単価 (円)	数量 (株)	売却価額 (円)	売却委託 手数料 (税込) (円)		
記 入 例	H21. 12. 22	782	800	1, 050	626, 650	H22. 4. 12	760	500	380, 000	1, 050	400株	
	H22. 2. 17	800	200	1, 050	161, 050	H22. 6. 8	1	100	100	1, 050		
	届出債権額 (円)											396, 993

上記記入例における届出債権額の算定方法

基本的な考え方：届出債権額（損害額）＝取得価額（手数料を含む）－処分価額＋売却手数料

【取得価額】5月11日取引終了時点の保有株数×約定単価＋手数料

（取得価額に含めることができる手数料とは5月11日取引終了時点で保有している株数の取得に対応する手数料に限ります。5月11日取引終了時まで既に売却した株式を取得するために要した手数料は損害とはなりません。）

上記例の取得価額は、782円×300株＋800円×200株＋1,050円×300株/800株（平成21年12月取得の800株のうち300株分の手数料）＋1,050円（平成22年2月取得の株式の分の手数料）＝396,043円（1円未満切捨て）となります。

【処分価額】5月11日取引終了時点の保有株式のうち5月12日以降に処分した株式の数×約定単価（上場廃止までに処分しなかった株式については約定単価0円と評価します）

上記例の処分価額は、1円×100株＝100円となります。

【売却手数料】5月12日以降に売却した際の売却委託手数料をいいます。5月11日取引終了時点までに売却した際の手数料はそもそも損害として認めません。

上記例の売却手数料は、1,050円（平成22年6月に売却した際の手数料）となります。

以上から届出債権額は、396,043円－100円＋1,050円＝396,993円となります。

2. 証拠書類の例と提出方法について

下記の点を証明できる証拠書類のコピーを破産債権届出書にホッチキスで左綴じにして提出してください。全てA4サイズで統一してください。判読可能であれば拡大または縮小コピーしていただいて構いません。

※証拠書類の添付がない場合または不備がある場合には破産債権として認めることができません。

1) 平成22年5月11日取引終了時点でFOIの株主であったこと及びその保有株数

例：残高証明書、平成22年5月11日が取引期間に含まれる取引残高報告書（電子交付を受けたPDFを印刷したものも可）など。

2) 取得時から処分時（又は上場廃止時）までに売却したFOI株に関する全ての取引履歴

例：保有していた期間に対応する全ての取引残高報告書または取引報告書、顧客勘定元帳の写しなど。ただし、次のアないしエが全て確認できるもの。

ア 取得時の取得単価、取得株数、買付委託手数料、取得価額合計

イ 処分の有無（全部処分したか）

ウ 処分時の処分単価、処分株数、処分額合計

エ 売却委託手数料相当額を損害賠償対象に含める場合には手数料

上記1及び2ともに証券会社が作成した書類に限ります。入手可能な具体的な書類、取得方法等については取引証券会社にお問い合わせ下さい。

平成22年6月21日

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

株主の損害賠償請求権に関する債権認否の基本方針

この郵便物は、平成22年3月31日時点の株主名簿に基づき発送しております。
同日時点では株主だったものの同年5月11日までに全株を売却している場合には、
損害賠償請求権が認められませんので、お手数ですが破棄をお願いいたします。

1 損害賠償請求権を有する株主と対象となる株式について

- ① 平成22年5月11日の取引終了時（以下、「5月11日時点」という。）に株式を保有していた株主。
※5月11日時点までに処分した株式および同年5月12日以降に取得した株式は、粉飾と株価の下落による損失との間に相当因果関係がないため、いずれも対象外。
- ② 平成16年6月以前に取得した株式は対象外となります。

2 破産債権として認める損害額の算出方法について

- ① 取得価額（取得価額には買付委託手数料を含む。複数回の売買がある場合には、先入先出法により計算する。）から売却価額（現在も保有している分はゼロ評価）を控除した額に売却委託手数料を合算した額を損害額とします。
- ② 5月11日時点より前に売却した株式については、先入先出法によって利益が生じていても損害額から控除する必要はありませんが、損失が生じていても損害と認めません。平均法（総平均法、移動平均法）や後入先出法など、先入先出法以外の手法で計算した損害額は認めません。税務上の算出方法と異なりますのでご注意ください。
- ③ 平成22年5月12日以降に取得した株式は対象外となります（上記1※）。
- ④ 証拠書類取得のための費用は劣後的破産債権となります。配当対象となりませんので記載不要です。
- ⑤ 個別的な事情（会社関係者など）により、破産債権として認めないこともあります。

3 破産債権届出書に添付する証拠書類について（いずれもコピーを提出）

下記①及び②の証拠書類は、いずれも証券会社作成のものが必要となります。

- ① 5月11日時点で株式を保有していたことを証明する書類
- ② 株式取得から全株式を処分または上場廃止時までの取引履歴を確認できる書類

※上場前に市場外で取得した場合のみ②の書類は証券会社作成のものでなくとも可

上記①及び②の証拠書類が提出されない場合、届出額全額を破産債権として認めない予定です。

4 弁護士を代理人に選任した場合の債権届出について

重複届出を避けるため、必ず代理人弁護士を通じて債権届出をしてください。

5 本件に関するお問い合わせ方法について

郵送、ファクシミリにて受付します。電話での問い合わせは、事務処理手続上、ご遠慮下さい。

以上